資料6

生駒市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(第3版) 新旧対照表

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P7 (3) 「密 接」の場面の 対応(マスク の着用)2個	・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。 <u>基本的に登下校時はマスクを外す。</u>	・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。 <u>また、熱中症が危惧される時期の登下校時は、近距離での会話は控えるよう注意しながら基本的にマスクを外す。</u>	誤解を生む 表現を解消
目の・			
P9 5 部活動 について (1) 部活動の実施		地域の感染状況に応じて以下の通り取り組む。 【奈良県に緊急事態宣言が発令された段階】 ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく	文部科学省 通知に準拠 するよう改
について		個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。	定
		・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにする。 【感染者の増加および医療体制の負荷が蓄積する段階】	
		・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に 実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触	
		したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施 は慎重な検討が必要。	
		・なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあって は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが 考えられる。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地	
		域にあっては、より慎重な検討が必要。 【感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階】	
		・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。	
	・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分	<u>(全体を通じての留意事項)</u> ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分	

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
	に留意すること。	に留意すること。	
	・可能な限り感染症対策を行った上で、実施すること。		
	・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合	また、 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、 部活動への参加を	
	わせ、自宅で休養するよう指導すること。	見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。	
	・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教	・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教	
	師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。	師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。	
		<u>・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとと</u>	
		もに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校	
		では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校	
		<u>の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。</u>	
	・活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましいが、	・活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋	
	気温が高い日などは、熱中症に注意すること。	外で実施することが望ましいこと。 <u>ただし気温が高い日などは、熱中</u>	
	・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒	症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こ	
	液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する	まめな換気や、手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触	
	こと。	れる箇所の消毒)を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分	
	・屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大		
	声を出すような活動等は絶対に避けること。	において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出	
	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活	すような活動等は絶対に避けること。 	
	動は控えること。		
	・向かい合って発声する活動は控えること。		
	・用具等について、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。	・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。	
	・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは	・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは	
	避けること。	避けること。	
	・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とと	・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とと	
	もに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、	もに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、	
	会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時にないても、お師等の成熟は古むないようなみの対策を講ぶる	会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時	
	においても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じる	<u>など</u> においても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講	
	こと。	じること。	
	・部活動で合唱を行う場合は、音楽の授業における取扱いに準じるこ	・部活動で合唱を行う場合は、音楽の授業における取扱いに準じること。	
	と。	C o	

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
	・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。 ・運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。 ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。	・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。 ・運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。 ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。	
	・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意する こと。	・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意する こと。	
P16 (1) 幼児 児童生徒及び 教職員に感染 者が判明した 場合の対応	本市においては、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの 感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとと もに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情 報の保護に留意しながら、報道発表を行い、学校園名を公表すること としていることから、速やかに対応すること。	本市においては、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの 感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとと もに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情 報の保護に留意しながら、報道発表を行い、学校園名を公表すること としていることから、速やかに対応すること。 ただし、奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員 の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を 確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断され る場合には公表しないことがある。	対務「等ロスが場の準でを長市新ウの明の否に定事書員コル染た表基じて

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P18 (2) 臨時	・教育委員会が臨時休業を決定した場合や感染者が判明した場合、学	・教育委員会が臨時休業を決定した場合や感染者が判明し公表するこ	対策本部事
休業に係る広	校園は、関係する幼児児童生徒の保護者に、保護者メール等、各種媒	<u>ととし</u> た場合、学校園は、関係する幼児児童生徒の保護者に、保護者	務局長文書
報周知 ①学	体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知するこ	メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその	「本市職員
校園から保護	と。	期間を通知すること。	等の新型コ
者等への周			ロナウイル
知・依頼 1つ			スへの感染
目の・			が判明した
			場合の公表
			の要否の基
			準」に準じ
			て改定
P19 ②教育委	・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することによ	・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することによ	対策本部事
員会から報道	り、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点か	り、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点か	務局長文書
発表・広報周	ら公益を欠く場合は、公表しないことがある。	ら公益を欠く場合、 <u>及び奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童</u>	「本市職員
知 3つ目の・		生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・	等の新型コ
		接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がな	ロナウイル
		<u>いと判断される場合は、</u> 公表しないことがある。	スへの感染
			が判明した
			場合の公表
			の要否の基
			準」に準じ
			て改定